

むこと得ず。櫃を開きて見れば、法花經八巻と化りてあり。俗等見て、恐り奇  
 びて去る。彼の一の俗「なほ奇し。見遂げむ」と念ひて、竊に窺ひ往く。童子  
 山寺に至り、師に向ひて具に俗等の事を陳ぶ。禪師聞きて、一は怪び一は喜び、  
 天の守護ることを知る。然うして彼の魚を食ふ時に、窺ひ往きたる俗見て五体  
 を地に投げ、禪師に白して言さく「実は魚の体なりといへども聖人の食物と就  
 れば、法花經と化るなり。我れ愚癡邪見にして因果を知らずして、犯し逼め悩  
 し乱す。願はくは罪を脱し賜へ。今より已後は我が大師として恭敬ひ供養せ  
 む」とまうす。爾れより俗大檀越と成りて禪師を供養す。当に知るべし、法の  
 為に身を助ければ、食物に於きては、毒を雑へたるものを食ふといへども甘  
 露と成り、魚の穴を食ふといへども罪を犯すにあらざして、魚化りて経と成り、  
 天感きて道を濟ふ。此れまた奇異しき事なり。

観音の木 木の像の助を被りて王の難を脱るる縁 第七

正六位上 丈部直山継は、武蔵国多磨郡小河郷の人なり。其の妻は白髮  
 部の氏の女なり。山継征人と為りて、賊の地の毛人を打ちに遣され、賊の地を

廻る頃に、彼の妻賊の難を脱れしめむが為に、観音の木像を作りて、以ち  
 て難に敬ひ供る。夫災難を免れて賊の地より還来り、歡喜ぶる心を発し、  
 妻と相供りて数年を経たり。帝姫阿倍天皇の御世の天平宝字八年甲辰の  
 十二月に、山継、賊の臣仲麿の乱に遭ひて、殺の罪の例に羅り、十三人の類に  
 入る。十二人の頸を誅り訖る時に、山継心迷惑ふ。彼の作りて敬ひ供へ奉る観  
 音の木像、呵嘖みて言はく「咄、汝何すれぞ此の穢き地に居る」とのたまふ。  
 足を挙げて、項より躑み通して行臈としたまふ。すなはち其の頸を張り曳べら  
 れ、打ち殺されむとする時に、勅使馳せ来りて言はく「もし丈部直山継、  
 此の類に在るや」とのたまふ。答へて曰さく「有り。今まさに誅ち殺されむと  
 す」とまうす。使諫めてのたまはく「殺すことなかれ。ただし当に流罪すべ  
 し」とのたまふ。信濃国に流さる。然うして後に、久しからずして召し上げ、  
 官せしめられて多磨郡の少領に任けらる。難に逢ひて張り曳べられ、其の痕な  
 ほ残る。山継殺さるることを脱れ命を全くするは、観音の助救くるなり。故に  
 己が作りたる善き功德に、信を発し心を至してすなはち大に歡喜べ。助けられ  
 て災を脱れむが故に。

一 鱈八隻が經八巻に化した。鱈一隻と經一卷とは同じくらいの大ききなのであろう。本田義憲はスイスの昔話との類似を指摘する。病む王女のためにリンゴをとりに行き、帰りに籠の中味を問われて蛙の骨と答え、王の前で開いたところ蛙の骨であった、と。  
 二 何を念明において「天」の語が用いられているのかは不明。下文にも「天感濟道」とみえる。本書では親と子とに關する説話で「天」の語が用いられることが多い。  
 三 三宝総および本朝法華驗記の所伝では、禪師は魚を食べない。  
 四 恭敬の心をあらわす最上の礼拝。五体（兩膝、兩手、頭）を地に着ける。「五体投地」(觀普賢菩薩行法經)。禪師を隱身の聖と把握しての礼拝である。  
 五 上巻四縁に「食辛辛者、仏法中制、而聖人用食之者、無所得罪耳」とあった。魚食は聖のおこない。上巻四縁。  
 六 「愚癡邪見(経律異相一所引長阿含經)、「愚癡之人、不識因果、妄起邪見、謗無三宝四諦、無禍無福、乃至無善無惡、亦無善惡業報、亦無今代後代衆生受生」と諸經要集・十惡部・邪見縁。  
 七 原文「願罪脱賜」。「賜」は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いられている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。「我之大師(大般涅槃經後分)」。私の偉大なる師。仏菩薩をさすことが多い。上巻十七縁、二十二縁。

第七縁 減刑を觀音靈驗によつて説明しようとする。  
 九 「或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼觀音

力、刀尋段段壞(妙法蓮華經・觀世音菩薩普門品)。  
 〇 未詳。本説話以外に所伝をみない。丈部直継足、継守、丈部継人、年継、など「継」を用いた名が丈部氏の人にはみえる。「正六位上」は下文の行功による進階で得たものか。進階においては正六位上が特別の意味を有していたらしいことについては、統紀・和銅元年一月十一日条、天平宝字元年四月四日条、天平神護元年一月七日条、天平神護二年十月二十一日条、などを参照。二 東京都あきる野市。  
 三 征行する人。三 藤原朝獨の東北支配に關わる。桃生柵(陸奥国)、小勝柵(出羽国)あたりへ派遣されたのであろう。蝦夷の住む地方を「賊地」と言つた例に、日本後紀・延暦十八年(元之二月二十一日)条がある。  
 四 「或値怨賊邊、各執刀加害、念彼觀音力、咸即起慈心」(譯訟經・官処一) 怖畏軍陣中、念彼觀音力、衆怨悉退散(妙法蓮華經・觀世音菩薩普門品)。  
 五 天平宝字八年(天西)十月重祚して稱徳天皇。  
 六 仲麻呂の乱の処刑者は、統紀・天平宝字八年九月二十九日条に「同月十八日、既斬仲麻呂并子孫、同惡相従水上壙燒、惠美巨勢麻呂、仲石伴、石川氏人、大伴古籬、阿倍少路等」とみえる。また、日本後紀・延暦十八年二月二十一日条には、三百七十五人が斬られるはずのところ法均尼の諫言により死刑を減じて流刑徒刑に処

彌勒菩薩願ふ所に応へて奇しき形を示す縁 第八

近江国坂田郡遠江里に、一の富める人有り。姓名詳ならず。瑜伽論を写さむとして願を發していまだ写さずして淹しく年を歴、家の財やうやく衰へて生活くに便無し。家を離れ妻子を捨て、道を修ひて祐を求む。なほ願を果さむことを陰、常に懐に愁ふ。帝姫阿陪天皇の御世の天平神護二年丙午の秋九月に、一の山寺に至りて日を累ねて止住る。其の山寺の内に一の柴生立つ。其の柴の皮の上に忽然に彌勒菩薩の像化生る。時に彼の行者見て仰ぎ瞻、柴を巡りて哀び願ふ。諸人伝へ聞き、来りて彼の像を見る。或るいは俵の稻を献り、或るいは銭と衣とを献り、乃至一切の財物を供上る。瑜伽論百卷を繕写し奉りて因りて齋会を設く。既に其の像、奄然に現れず。誠に知る、彌勒は高く兜率天の上に有りて願に応へて示れ、願主は下苦縛の凡地に在りて深く信ひて祐を招くことを。何ぞ更に疑はむ。

せられた、とみえる。続紀・天平宝字八年十二月二十八日条に滅阿の勅がみえるが、法均尼の諫言との関係は不明。本説話に「十二月」とあるのは、この勅に関わるであろう。  
元迷う。幻覺を見たことをいう。  
三 脚部。大腿部を覆うもの。服装または軍装とされた。観音が人を行脚として着用する、というのは異様なイメージ。他に例をみない。入面のごとき裝飾を有する行脚が存したか。観音は忿怒形で考えられているのであろう。  
三 原文即見其頸張眼、将打殺時。山繼の頭が引つ張つて伸ばされて打ち殺しようとするのと同時に、の意。「見」は被動を示す。  
三 長野県。中流(延喜式・刑部省)。  
三 この傷痕を人々々に示しながら山繼は自分の体験した観音靈験を語ったのであろう。

第八縁 今昔物語集・十七ノ三十四に書承。

- 一 滋賀県坂田郡。遠江里は未詳。
- 二 瑜伽師地論。百卷。玄奘訳。彌勒菩薩が仏滅後に都史多天(兜率天)より中印度の阿瑜陀国に降り無著菩薩のために説いた(瑜伽師地論一)とされる。
- 三 七十六年。
- 四 雑木。柴と彌勒菩薩との関係は不明。「其山寺内」とあるのは堂舎内を意味するか。
- 五 「忽然化生(観弥勒菩薩上生兜率天経)」、「忽然化生者、四生中最勝故(観弥勒上生兜率天経賛・下)」。
- 六 一俵の容量は不明。公私の運米は五斗を一俵とした(延喜式・雜式)。
- 七 転写し裝潢すること(令集解・職員令)。
- 八 ↓上卷三十三縁。経巻を供養するために法会

藤原朝臣臣足は、帝姫阿倍天皇の御代に倏に病身に嬰り、身の病を差さむが為に、神護景雲二年の二月の十七日に、大和国菟田郡に真木原の山寺に至りて住みて八の齋戒を持つ。筆を取りて書き習はむとして、机に就きて暮に迄りて動かさず。侍者の童男睡眠れるなりと思ひて、驚かし動かして白して言さく「日没の時に臻る。故に仏を礼むべし」とまうす。然れどもなほ驚かず。強ひて押しして振り動かせば、手に取れる筆を墮し、四の支曲屈りながら仰け仆れて気せず。死にたるなりと訂睭て、従者悚怖る。慄り走りて家に帰り、親屬に告知らす。親屬聞きて喪殯の物を備く。三日を経て往きて見れば蘇甦りて居て待つ。属等問へば、答へて語はく「人有り。鬢生ふること頰に逆へ、下には緋を著上には鉞を著、兵を佩び梓を持ち、広足を喚びて言はく「闕急に汝を召す」といひて、戴を以ちて背を榮ぎ、前に立ちて逼めて将く。先に一人を見、後に二の使を見る。之の中に我れを立てて追ひ急ぎ走り往く。往く前の道中に

第九

藤原朝臣臣足は、帝姫阿倍天皇の御代に倏に病身に嬰り、身の病を差さむが為に、神護景雲二年の二月の十七日に、大和国菟田郡に真木原の山寺に至りて住みて八の齋戒を持つ。筆を取りて書き習はむとして、机に就きて暮に迄りて動かさず。侍者の童男睡眠れるなりと思ひて、驚かし動かして白して言さく「日没の時に臻る。故に仏を礼むべし」とまうす。然れどもなほ驚かず。強ひて押しして振り動かせば、手に取れる筆を墮し、四の支曲屈りながら仰け仆れて気せず。死にたるなりと訂睭て、従者悚怖る。慄り走りて家に帰り、親屬に告知らす。親屬聞きて喪殯の物を備く。三日を経て往きて見れば蘇甦りて居て待つ。属等問へば、答へて語はく「人有り。鬢生ふること頰に逆へ、下には緋を著上には鉞を著、兵を佩び梓を持ち、広足を喚びて言はく「闕急に汝を召す」といひて、戴を以ちて背を榮ぎ、前に立ちて逼めて将く。先に一人を見、後に二の使を見る。之の中に我れを立てて追ひ急ぎ走り往く。往く前の道中に

をおこなったのである。  
ハ 彌勒菩薩の居処。  
〇 凡夫の居処、または凡夫の境界。「苦縛」は苦に繋縛されていること。「離苦縛、名得解脱」(妙法蓮華経・譬喻品)。「具縛凡夫(菩薩要路本業経・下)」という表現との関係は不明。

第九縁 あやしき表(し)の説話。地藏菩薩は、

- 本書では本説話のみに登場する。
- 二 未詳。本説話以外に所伝をみない。
- 三 七十六年。
- 三 奈良原宇陀郡。「真木原山寺」は所在不明。このあたりの原文は「至大和国菟田郡於真木原山寺」。「一」に「一」と訓読しておく。
- 四 ↓中卷十一縁。
- 五 ↓中卷十三縁六時」。
- 六 四肢。
- 七 呼称を侍者童男(従者と変化させている)。
- 八 和名抄・葬送具に、棺ひとき。死屍を収めるもの(柳おほとこ。棺を収めるもの。死屍は二重に覆われることになる)・埴(死者の口に含ませる玉・香輿(香のこし。香華を運ぶ)・火輿(火のこし。燈明を運ぶ)・練衣(ふごころも。喪服)・歩障(白布の帷幕)・門燎(門前に燃す火)がみえる。書紀・神代下には、天稚彦の殯に因して鳥たちに持領頭者・持帯者・香女・尸者・関者・造掃者・穴人者などの役割が与えられている。詳細は不明であるが、さまざまな物が使用されたのであろう。これらの準備のために時間がかかり、葬するのが遅れ、その間に広足は蘇生してしまつたのである。
- 元 筆を連想させる容貌。
- 三 冥界とのかかわりを有する者はアカ系色のものを身につける。